

令和 2 年 8 月 6 日

令和 2 年度第 4 回臨時松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和2年度第4回臨時松本市教育委員会付議案件

[議案]

第1号 臨時休業から登校再開に至るフローチャート及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン改訂について

臨時教育委員会資料
2. 8. 6
学校指導課

議案第 1 号

臨時休業から登校再開に至るフローチャート及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン改訂について

1 趣旨

臨時休業から登校再開に至るフローチャート及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン改訂について協議するものです。

2 改訂内容

(1) 臨時休業から登校再開に至るフローチャート 資料 1

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン . . 資料 2

3 参考資料

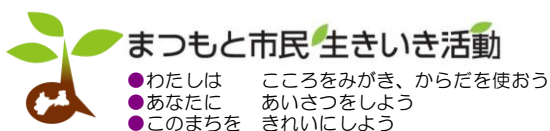
(1) 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル (2020. 8. 4)

長野県新型コロナウイルス感染症対策室

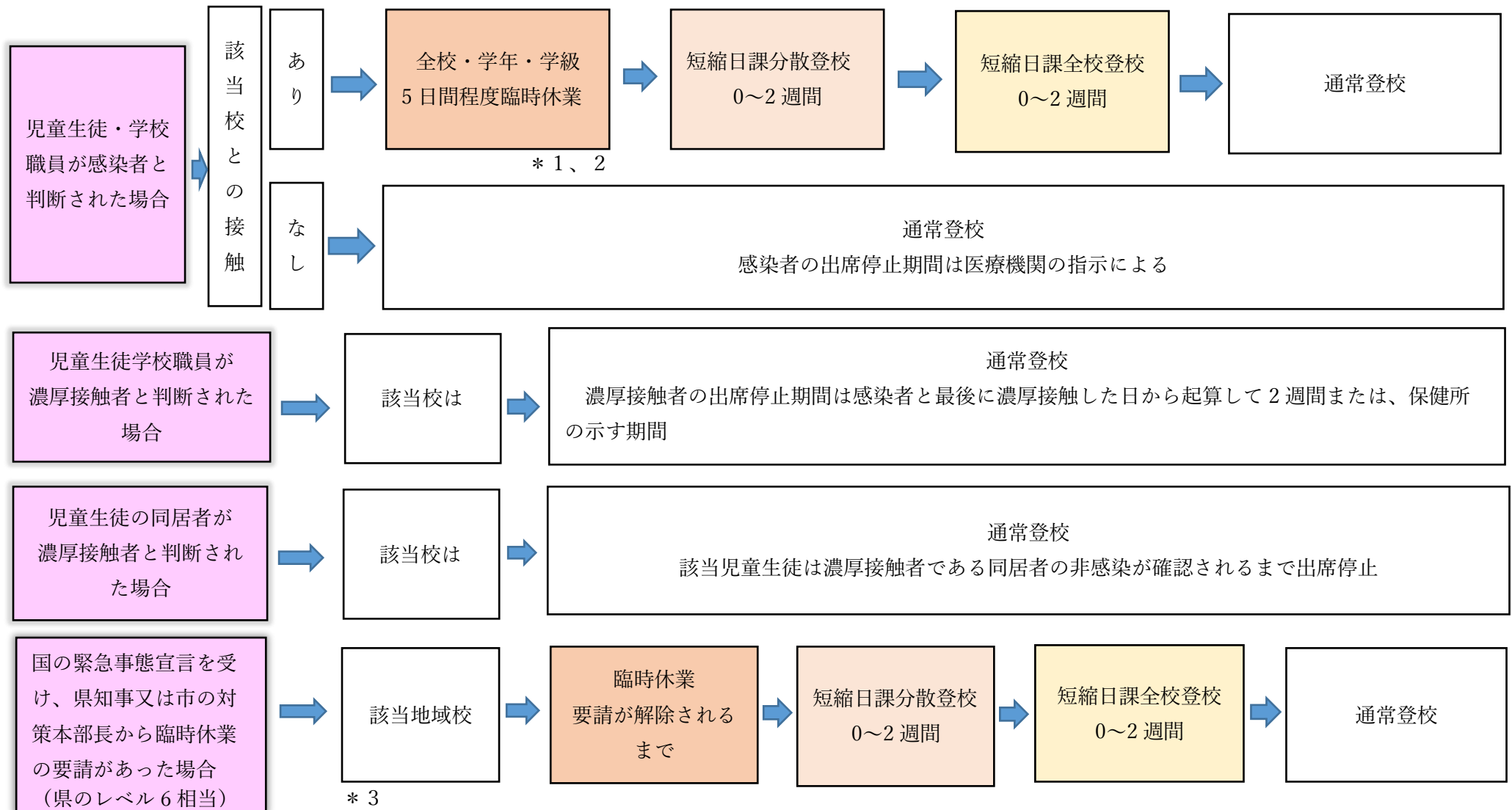
4 その他

(1) 改訂後、学校に周知するとともに、HP に掲載します。

担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	3 3 - 4 3 9 7



再改訂 臨時休業から登校再開に至るフローチャート【発生→臨時休業→分散登校→学校再開までの流れ】 8/6 ver



* 1 保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討する。

* 2 学校内の感染の広がりに応じて、学校の全部又は一部の臨時休業を行い、学校再開へのプロセスを判断する。

* 3 該当地域校以外の学校の対応は、短縮日課分散登校を行うかを含め、別途協議する。

学校における集団感染のリスクへの対応

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」8月6日版

松本市教育委員会

松本市内の小中学校は、感染リスクを可能な限り低減させつつ、子どもの学びを最大限保障することを継続して最重要項目とします。

この方針の下で、各学校においては、以下に掲げるガイドライン及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省 2020. 6. 16Ver. 2）」を踏まえて教育活動を進めるものとします。また、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行います。なお、本文中記載の感染レベルは県の感染警戒レベルに基づくものです。

1 基本的共通事項

- (1) 感染源、感染経路を絶つ。（2－(1)(2)(3)(4)）
- (2) 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」のいわゆる3つの条件を避ける。（2－(5)(6)(7)）

2 基本的な感染症対策

(1) 健康観察の徹底

- ア 家庭において検温、健康観察を行い、発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がある児童生徒、教職員は登校（出勤）しないこと。
- イ 登校後の体調変化時は必ず検温すること。
- ウ 健康観察カードは毎日確認し、未記入や未提出の児童生徒は検温、体調確認をすること。発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がみられる場合は家庭に連絡し、休養をお願いすること。

(2) 手洗い・水分補給・うがいの徹底

- 登校後、始業前、休み時間後、給食前、清掃後、用具や物品等共用したものを使用した後など、30秒程度石鹸を使い丁寧に行うこと。また、こまめな水分補給やうがいなどを行うなどの工夫を行う。（咽頭へのウィルスの付着を洗い流すため）

(3) 消毒の徹底

- 消毒用エタノールや次亜塩素酸ソーダ（ナトリウム）・経済産業省の示す新型コロナウイルスに有効な界面活性剤の含まれている製品等によるふき取りを1日1回以上行うこと。
- ア 教室、職員室等（机、いす、ドア取手、窓取手、スイッチ、黒板ふきなど）
- イ トイレ（レバー、トイレットペーパーホルダー、蛇口取手など）

ウ 体育館（児童生徒が共用する物品、照明スイッチなど）

エ 保健室ベッド周り

オ 給食コンテナ室等のドア取手等

(4) 咳エチケットの徹底

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面があることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員、来校者は基本的にマスクを着用することが望ましい。

ただし、次の場合マスク着用の必要はない。

ア 十分な身体的距離が確保できる場合

イ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合

ウ 体育の授業

(5) 換気の徹底

教室2方向の窓を常時開けること。開放できない場合でも30分に1回程度換気すること。エアコン使用時も換気は必要。また、扇風機の併用も有効

(6) 教室における密集回避の徹底

児童生徒の座席の間隔は可能な限り広くとり、基本形は対面としないようにする。（対面が必要な場面は短時間行うことも可とする。）

(7) 集会における密集回避の徹底

人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けること。各種集会を行う場合は、これを基準とし、できる限り短時間で行うこと。

3 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

(1) 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のよう活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

★ 各教科等に共通の活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

○ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

★ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

○ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

★ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

★ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【感染レベル4以上】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施す

ることを検討する。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。

この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

(実施時の留意事項)

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。

また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏(通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等)におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。

- ・ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど文部科学省の事務連絡(「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(令和2年5月21日))を踏まえた取扱いとする。

【感染レベル1～3】

上記の「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、感染レベル4以上における留意事項も可能な範囲で参照する。

【その他】

水泳については、別添資料3の事務連絡(「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」(令和2年5月22日))に基づき、以下のように令和2年度は対応する。

小学校：実施しない。

中学校：各学校で実施の可否を判断

(2) 給食について

児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底、配膳台の消毒。食べる際には、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が必要

感染状況に応じて、簡易給食を検討する。

(3) 清掃について

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにする。

【感染レベル 4 以上】

- ・ 教室等のごみ箱は、ビニール袋をセットして使用し、清掃時のごみ捨ての際は可能であれば、そのまま縛ってビニール袋ごと捨てるようにする。
- ・ 児童はトイレ清掃を行わない。
- ・ 使い捨ての雑巾の使用、ビニール手袋の着用等、職員の感染防止にも十分に配慮する。

(4) 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて指導の工夫をする。

【感染レベル 4 以上】

トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要

(5) 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要

ア 登下校時には、校門や玄関口等で密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させる。

イ 集団登下校を行う場合も、密接にならないよう指導

ウ 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。このため人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導

エ 公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用。降車後はできるだけ速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、可能であれば乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討

(6) 修学旅行について

ア 修学旅行の実施については、感染防止を最優先とし、3つの条件が重なることのないよう、学校において適切に判断する。教育的意義や児童生徒の心情にも配慮し、可能な限り中止ではなく延期扱いとすることを検討する。

イ 実施の可否判断については、実施日の2週間前(以降も含む)に、市内が感染レベル4以上の場合には中止。目的地(市町村を中心としたエリア)が感染レベル4(相当)以上の場合、目的地の変更または中止。移動経過地のレベルはその場所で降りなければ判断に入れない。できる限り目的地の変更の無いよう、目的地については十分に吟味し検討する。

(7) 各種依頼について

外部講師、ボランティア等外部の依頼を受ける場合、依頼者が県の発表する往来注意を要する都道府県や市町村から来た場合は受け入れない。

なお、教育実習については、実習生が直近2週間以上松本市近郊に居住し、その間、1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が2.5人を上回った地域に往来せず、かつ2週間以上健康状態が良好な場合のみ受け入れることとする。

4 感染が広がった場合における対応

(1) 臨時休業

次のいずれかの場合、学校内の感染拡大の高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とする。ただし濃厚接触者が保健所から特定され、校内の消毒等が終了した場合は専門機関と相談し、学校を再開できる。

ア 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

イ 教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

ウ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合

ただし、ア・イにおいて、陽性者と該当校との接触がないと判断できる場合、臨時休業を行わないこともある。

(2) 分散登校

次のいずれかの場合、学校全体を分散登校とすることもできる。

ア 臨時休業後

イ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合、該当地域外の学校

【参考】

学校の設置者が、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または、一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言により、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合である。学校内の感染拡大が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適

当。(学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 6.16 第4章3.(1))に従い、別紙：臨時休業から登校再開に至るフローチャートに沿って判断する。

5 感染が確認されていないが症状がある場合の対応

- (1) 次のいずれかの場合、出席停止とする。(欠席ではない)
 - ア 児童生徒等に風邪の症状や発熱がある場合
 - イ 児童生徒等に倦怠感や息苦しさ(呼吸困難)があったりする場合
 - ウ 上記以外にあって、保護者が出席させることに不安を感じた場合
- (2) 教職員においては上記(1)ア・イの場合、出勤しない。
- (3) 症状がなくなるまでは自宅で休養する。

6 濃厚接触者への対応

児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した翌日から2週間、または、保健所の示す期間出席停止とする。休業期間中にあっては自宅待機とする。

注：濃厚接触者 ① 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触があった者
② 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
③ 患者(確定例)の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
④ 手で触れることの出来る距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者

7 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒について

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。欠席する場合は、「出席停止」とする。

8 その他出席停止等の扱いについて

- (1) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能。
- (2) 感染レベル4以上に指定された場合においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、児童生徒の出席停止の措置を取る。

9 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

(1) 海外

政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。

(2) 県外

県の基本的対処方針により対応する。

10 週休日の土曜日の扱いについて

補充のための授業を行う時数を確保するために、週休日の土曜日に授業を行うことも可能である。なお、週休日の土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例に則り、適切に振替を行うことが必要となる。

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和2年8月4日

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

県として独自に定めた発生段階の区分（感染警戒レベル）により、県内の感染状況を圏域ごとに正確に見定め、感染拡大の兆しが見られれば対策の強化を行っていく。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

原則として、広域圏（保健所管轄）単位で、県が、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、圏域内の感染状況を総合的に勘案し、各段階の判断を行う。

【圏域の感染警戒レベルの引き上げ基準】

域内発生早期 【Level 1】

感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態
（県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例のみの場合）

域内感染発生期 【Level 2】

- ① 感染経路が不明の事例が発生
- ② 濃厚接触者が特定できない事例が発生
- ③ 単発的なクラスターの発生

※ただし、①、②及び③に該当する事例（以下「対象事例」という。）の発生が確定した場合であっても、後述のとおり更なる感染拡大のおそれがないと判断される場合は、レベルの引き上げを行わない。

域内まん延期 【Level 3】

- ① Level 2の①又は②に該当する事例が多数発生（概ね3件以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2件とする）
- ② クラスターが複数発生

○ 圏域の感染警戒レベル引き上げの運用について（Level 1からLevel 2への引き上げ）

- （1）対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合においては、1週間を限度として感染経路又は濃厚接触者の特定のための調査の状況を確認することとする。ただし、この期間内に同じ圏域内でさらに対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合は、その時点で直ちにレベルの引き上げを行う。
- （2）調査が終了し、対象事例であることが確定した場合は原則としてレベルの引き上げを行うが、上記の調査の状況を確認する期間内に同一圏域内で感染事例が発生しなかったとき、及び感染事例は発生したが感染経路及び濃厚接触者が全て特定され、更なる感染拡大のおそれがないと判断されるときは、レベルの引き上げを行わない。

3 全県のレベルについて

【考え方】

- 全県的な感染の状況を正確に把握し、感染拡大の兆しが現れた場合、迅速な対策を講ずるため、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数のほか、感染経路不明者の割合、入院者／受入可能病床数の割合、重症者数、圏域ごとのLevel 2又はLevel 3の圏域数等の指標を重要指標として常にモニタリングする。
- 感染警戒レベルは、Level 1からLevel 6までを設定することとし、Level 1からLevel 5までの引き上げの目安となる基準は下表のとおりとする。また、国による当県を対象とした緊急事態宣言が発令された場合は、これらの指標によらずLevel 6とする。
- 引上げに当たっては、その他のモニタリング指標の状況も踏まえた上で総合的に検討することとし、県専門家懇談会に諮って決定する。なお、各圏域の状況等からすべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の圏域の引上げとする。

【レベルの引き上げの目安となる基準】（全県の数値が目安となる基準を上回った場合に、全県又は一部の圏域のレベル引き上げを検討する）

レベルの基準となる指標	Level 2 の基準値	Level 3 の基準値	Level 4 の基準値	Level 5 の基準値	参 考		
					本県 (4月上旬)	本県 (ピーク 値)	7都府県 (4/1～7)
直近1週間の 人口10万人当 たり 新規感染者数 (人)	0.4人 ※1	1.2人	2.5人	5.0人 ※2	0.5 (4月第1 週, 2週平均)	1.178 (4/1～14)	MAX:5.007 (東京都) MIN:1.454 (兵庫県)

※1 その前の1週間から増加している場合など引き続き増加が予想される場合とする。単発的なクラスターにより基準を超えたが抑え込みが可能な場合など引き続き増加のおそれが少ない場合は除く。

※2 5.0人を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベル上げを行うことがある。

モニタリング していく指標	注視すべき値	参 考		
		本県 (4月上旬)	本県 (ピーク値)	7都府県 (4/1～7)
直近1週間の感染経 路不明者の割(%)	2週連続で上昇傾向にあ るか注視	0 % (3/30～4/5)	25 % (3/23～29, 4/27～5/3)	ほぼ半数以上
入院者／受入可能病 床数の割合(%)	〃	11 % (25/227床) (4/10)	17 % (51/300床) (4/24)	MAX:120 % (大阪府) MIN:33 % (神奈川県)
重症者数	〃	0 人	3 人 (4/20・4/21・ 4/24～4/27・ 4/29・4/30)	—
圏域ごとの Level 2 or 3の圏域数	3圏域以上になっていな いか注視 (圏域ごとの人口比率も 考慮する)	2 (4/13～22)	3 (4/23～27)	—

4 感染警戒レベルの引き下げについて

感染警戒レベルの引き上げに係る事例における最終の感染者が発生してから 14 日間、その事例に係る新たな感染者が発生していない場合は感染警戒レベルを引き下げる。また、全県又は一部の圏域のレベルを引き上げた場合においては、基本的に 14 日間はそのレベルを維持することとし、その時点で基準を満たさなくなった場合はレベルを引き下げる。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
Level 1	平常時	感染者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
Level 2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
Level 3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発令し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
Level 4	特別警報	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保
Level 5	非常事態宣言 (県独自)	感染が顕著に拡大している状態	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止（休業）等の要請を検討、全病床・全宿泊施設を確保
Level 6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態	緊急事態措置の実施を検討

(なお、外出自粛、施設の使用停止（休業）等の要請等については、国から今後示される予定の高齢者の感染者数や空き病床数を指標とした判断基準も参照して検討する。)